

地方自治法第199条の規定によって定期監査(行政監査を含む)を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令和7年9月1日

朝倉市監査委員 田原 誓成

朝倉市監査委員 半田 雄三

記

1. 監査の方法 朝倉市監査基準に準拠し、関係書類(抽出)により監査を行うとともに関係職員の説明を聞き実施した。
2. 監査の種類 定期監査(財務監査)及び行政監査
3. 監査の対象 対象部局 税務課
対象範囲 令和7年度予算執行状況及び事務事業執行状況
(補助金及び契約事務は、令和6年度・令和7年度)
4. 監査の着眼点 ① 合规性
(事務執行が法令等に従い正確に行われているかどうか)
② 正確性
(事務執行にあたり、誤った処理を行っていないか)
③ 経済性、効率性、有効性
(最少の経費で最大の効果を挙げているかどうか、事業の目的を十分効果を挙げているかどうか)
5. 監査の主な実施内容 監査対象課から、あらかじめ調書及び書類の提出を求め照合調査するとともに、各課が担任する事務事業について、課長等から説明を受け、必要に応じ意見聴取を行った。
6. 監査の実施場所及び日程 監査委員事務局にて
令和7年8月1日から 令和7年8月26日まで
7. 監査の結果 監査対象の事務は、良好に執行されていた。事務処理上、改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。

地方自治法第199条の規定によって定期監査(行政監査を含む)を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令和7年9月1日

朝倉市監査委員 田原 誓成

朝倉市監査委員 半田 雄三

記

1. 監査の方法 朝倉市監査基準に準拠し、関係書類(抽出)により監査を行うとともに関係職員の説明を聞き実施した。
2. 監査の種類 定期監査(財務監査)及び行政監査
3. 監査の対象 対象部局 収納対策課
対象範囲 令和7年度予算執行状況及び事務事業執行状況
(補助金及び契約事務は、令和6年度・令和7年度)
4. 監査の着眼点 ① 合规性
(事務執行が法令等に従い正確に行われているかどうか)
② 正確性
(事務執行にあたり、誤った処理を行っていないか)
③ 経済性、効率性、有効性
(最少の経費で最大の効果を挙げているかどうか、事業の目的を十分効果を挙げているかどうか)
5. 監査の主な実施内容 監査対象課から、あらかじめ調書及び書類の提出を求め照合調査するとともに、各課が担任する事務事業について、課長等から説明を受け、必要に応じ意見聴取を行った。
6. 監査の実施場所及び日程 監査委員事務局にて
令和7年8月1日から 令和6年8月26日まで
7. 監査の結果 監査対象の事務は、良好に執行されていた。事務処理上、改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。

地方自治法第199条の規定によって定期監査(行政監査を含む)を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令和7年9月1日

朝倉市監査委員 田原 誓成

朝倉市監査委員 半田 雄三

記

1. 監査の方法 朝倉市監査基準に準拠し、関係書類(抽出)により監査を行うとともに関係職員の説明を聞き実施した。
2. 監査の種類 定期監査(財務監査)及び行政監査
3. 監査の対象 対象部局 会計課
対象範囲 令和7年度予算執行状況及び事務事業執行状況
(補助金及び契約事務は、令和6年度・令和7年度)
4. 監査の着眼点 ① 合规性
(事務執行が法令等に従い正確に行われているかどうか)
② 正確性
(事務執行にあたり、誤った処理を行っていないか)
③ 経済性、効率性、有効性
(最少の経費で最大の効果を挙げているかどうか、事業の目的を十分効果を挙げているかどうか)
5. 監査の主な実施内容 監査対象課から、あらかじめ調書及び書類の提出を求め照合調査するとともに、各課が担任する事務事業について、課長等から説明を受け、必要に応じ意見聴取を行った。
6. 監査の実施場所及び日程 監査委員事務局にて
令和7年8月1日から 令和7年8月26日まで
7. 監査の結果 監査対象の事務は、良好に執行されていた。事務処理上、改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。